

鳥取市補助金カルテ

NO.	301	担当課	建築指導課	外線	0857-30-8362
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市福祉のまちづくり推進事業補助金				
概要	民間の特別特定建築物・特定建築物の建築主等に対し、施設のバリアフリー化の整備費を補助。				
補助金区分	施設整備事業に対する補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策3401）生活基盤の充実				
創設年度	H24	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	民間の特定建築物のバリアフリー化に対する補助件数について、年間2件ずつを目標とする。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	土木管理費	目	建築指導費	
歳出事業名	福祉のまちづくり推進事業費					
R8予算	5,500千円					
R8予算 積算根拠	・特定特別建築物 2件×3,300千円×2/3 ・特定建築物 2件×1,100×1/2					
		過去実績	件数	決算額 (千円)		
		R7 (見込)	2	1,290		
		R6	1	3,783		
		R5	3	3,752		
		R4	3	4,938		
補助率・補助額	2/3（特定特別）、1/2（特定）				上限額	設定なし
特定財源	国費, 県費					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人・法人
交付要件	鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱第4条第1項各号に規定する事業のうち鳥取市内に存するものについて行う者
対象経費	補助対象事業に要する経費（工事請負費、委託料その他市長が適当と認めるものに限り、消費税及び地方消費税に相当する額を除く）
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 国・県の補助要綱により補助率が定められているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	302	担当課	建築指導課	外線	0857-30-8362
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市アスベスト撤去支援事業補助金				
概要	建築物のアスベスト含有調査、吹付けアスベスト等の除去に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	石綿障害予防規則第3条				
創設年度	H21	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	民間建築物の吹付けアスベスト除去に対する補助件数について、年間2件を目標とする。				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	土木管理費	目	建築指導費
歳出事業名	石綿改修支援事業費				
R 8 予算	22,502千円				
R 8 予算 積算根拠	・除却 3棟分 30,000千円×2/3 10/10 ・調査 10件×250千円×				
		過去実績	件数	決算額 (千円)	
		R 7 (見込)	7	17,354	
		R 6	7	20,346	
		R 5	7	10,485	
		R 4	7	8,107	
補助率・補助額	2/3（除去工事）、10/10（調査）				上限額 設定なし
特定財源	国費, 県費				

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人・法人
交付要件	アスベスト等の除去等又はアスベスト等の調査を行う建築物の所有者
対象経費	アスベスト等の除去等に要する経費又はアスベスト等の調査に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 国・県の補助要綱により補助率が定められているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	303	担当課	建築指導課	外線	0857-30-8362
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市震災に強いまちづくり促進事業補助金				
概要	住宅や建築物の耐震診断、補強設計、耐震改修に要する経費並びに、ブロック塀の除去・改修等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第12次鳥取市総合計画（施策4101）地域防災力の向上				
創設年度	H23	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	住宅の耐震改修及び除却の補助件数について、年間25件を目標とする。				
検証結果	－				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	土木管理費	目	建築指導費
歳出事業名	住宅・建築物耐震診断・改修支援事業費				
R8予算	80,753千円				
R8予算 積算根拠	一戸建て住宅：耐震診断 5件×133千円、補強設計 30件×160千円、耐震改修 30件×1,400千円、住宅除却 22件×979千円／一般建築物：耐震診断 1件×2,000千円、補強設計 1件×2,000千円／屋根瓦 5件×690千円／ブロック塀：除却(避難路) 12件×300千円、改修(避難路) 7件×100千円				過去実績
					件数
					決算額 (千円)
					R7 (見込)
					97
					132,344
					R6
					64
					30,028
					R5
					67
					21,258
					R4
					54
					18,964
補助率・補助額	1/3、1/2、2/3、4/5等				上限額
特定財源	国費、県費				設定なし

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人・法人
交付要件	耐震診断、耐震設計、耐震改修若しくは除却、ブロック塀耐震対策又は屋根瓦耐風対策を行う民間事業者
対象経費	耐震診断、耐震設計、耐震改修若しくは除却、ブロック塀耐震対策又は屋根瓦耐風対策に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	1
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 国・県の補助要綱により補助率が定められているため。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	304	担当課	建築指導課	外線	0857-30-8364
適合性判定	適切	予算措置	令和8年度 当初予算		
補助金名	鳥取市空家等除却事業費補助金				
概要	本市より指導を受けた危険空家の除却に対し、除却費用を補助。				
補助金区分	個人に対する補助				
根拠法令	空家等対策の推進に関する特別措置法第4条				
創設年度	H26	終期	R10年度末で効果検証		
効果目標	特定空家等の除却件数 R6～R12年度105件（第2期鳥取市空家等対策計画）				
検証結果	-				

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	土木費	項	土木管理費	目	建築指導費		
歳出事業名	空家対策事業費						
R 8 予算	12,000千円				過去実績	件数	決算額 (千円)
R 8 予算 積算根拠	15件×800千円（除却工事費 上限600千円、残置物処分費 上限200千円）				R 7 (見込)	13	9,885
					R 6	13	9,786
					R 5	15	11,351
					R 4	10	5,722
補助率・補助額	2分の1				上限額	800千円	
特定財源	国費, 県費						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	申請のあった個人
交付要件	当該空家等の所有者又はその相続人
対象経費	補助対象工事に要した経費のうち、補助対象建築物の除却及び建築物内残置物処分に要する費用。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	○
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	-
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	-
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	○
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	0
			評価対象項目数	12

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	-
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	-
審査／行財政改革課	適切
審査理由	-